OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	原因と理由 : 行為の因果説と反因果説の対立の三つのレヴェル
Author(s)	重田, 謙
Citation	メタフュシカ. 2002, 33, p. 81-96
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66664
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

原因と理由

― 行為の因果説と反因果説の対立の三つのレヴェル ―

重田　謙

われわれが営む言語ゲームには、三つの種類の「なぜ」という問が存在すると思われる。それは、1，主張・信念などの根拠を問う「なぜ」、2，因果連関における原因を問う「なぜ」、3，行為の理由を問う「なぜ」、の三つである。本論は、このうち、2と3の関係について検討する。

『青色本』において、ウィトゲンシュタインは「原因」と「理由」の概念を峻別した[1]。そして、その見解は多くの哲学者に影響を与えてきた。行為の理由は行為の原因ではない、というこの主張が、行為の反因果説にほかならない。しかし、反因果説の趨勢に対し、一九六〇年代、デイヴィドソンをはじめとする因果説論者が反旗を翻した。彼らはこう主張する。「原因」と「理由」は異質の概念ではない、むしろ「理由」という（曖昧な）概念の意味は、「原因」という概念によってはじめて説明されるのだ、と。そうした彼等の主張の背後にあるのは、「原因」こそが、心的なものと物的なもの、つまり世界をひとつにまとめあげる最も基礎的な概念である、という自然主義的な世界観である。

本論において、この因果説と反因果説の争点は、三つの異なったレヴェルに分類される。第一は、行為と理由の関係を説明する因果関係とは別の種類の関係を提示することができるのかどうか、という争点である。これは、反因果説がその完全な妥当性に積極的な論拠を与えることができるのかどうかというレヴェルにある。この争点については、因果関係とは異なった関係を提示する可能性は残されているものの、現状においては、反因果説は譲歩せざるをえない、ということが主張される。第二は、行為の「理由」が「原因」であると仮定したとき、それはどの程度まで妥当なのか、という争点である。これは、反因果説が因果説の主張をどの程度まで批

判できるのかというレヴェルにある。この場合、その批判が及ばない範囲において、因果説の妥当性は容認されることになる。この争点については、因果説の妥当範囲を大幅に限定する立場（アンスコム）を支持し、その論拠を与えることが試みられる。第三の争点は、行為の理由は全て原因でありうるのかどうかという争点である。これは、因果説がその完全な妥当性に積極的な論拠を与えることができるのかどうかというレヴェルにある。この争点は、第一の争点と対称をなしている。そして、この争点については、因果説は論点を先取りすることなく、その完全な妥当性を論証することはできない、ということが示される。

以上の点を論じる前に、行為の因果説の主張内容を簡単に確認しておこう。

一　行為の因果説の主張内容とその論拠

何を意図的な行為の原因とみなすかによって、行為の因果説はいくつかの種類に分類されるが、それらはいずれも次のような見解を共有している。「意図的な行為とは、その生起が行為の生起を説明する特定の心的な状態あるいは出来事によって惹き起こされた行為である」[2]。本論で検討されるデイヴィドソンの因果説は行為の「主たる理由」（賛成的態度あるいは欲求、と信念）を意図的な行為の原因とみなしている。その説は、行為の因果説の中で最も有力で説得力に富む見解だと思われる。では、デイヴィドソンの因果説の主張内容とその論拠を具体的に見ていこう。

ある行為が意図的であるならば、行為者はその行為を合理化する（説明する）理由をもっていなければならない。例えば、ある人が指を動かし、そうすることによってスイッチをひねり、明かりがつくようにし、部屋を明るくし、空き巣狙いに警告を与えたとしてみる。「なぜそのように指を動かしたのか」と問われるならば、「スイッチをひねるために」と彼は答えるだろう。またそのとき、明示的に述べられてはいないが、指をそのように動かすことによってスイッチをひねることができると彼は信じていた、と言うこともできるだろう[3]。デイヴィドソンによれば、前者で言及されているのが賛成的態度（欲求）であり、後者によって示されているのが信念である。そしてその両者が、行為の「主たる理由」と呼ばれることになるのである。では、ここでデイヴィドソンの因果説を定式化しておこう。彼の主張は、次に示すC_1, C_2という二つのテーゼから成っている。

C_1　Aが記述dのもとで意図的行為Xを行うならば、Aは記述dのもとでXを合理化（説明）する主たる理由を

もっている。

行為者が、dという記述を与えられた行為Xをなす際の主たる理由がRであるのは、以下の場合に限られる。Rは、ある性質を備えた行為に対する行為者の賛成的態度（欲求）と、dという記述を与えられたXがその性質を備えているという行為者の信念とから成り立っている。

C_2　行為の主たる理由は行為の原因である。

その特徴と妥当性を明確にするために、三つの観点からこの定式化を検討していこう。第一に、なぜC_2が付加される必要があるのだろうか。ある意図的な行為をおこなうとき、われわれはそれを合理化する複数の理由を同時にもっていることがある。その場合には、C_1だけでは、その複数の理由の中から実際の理由を選び出すことができないのである。次のような例を考えてみよう。ある人に財産家で子供のいない叔父がいるとする。彼は叔父の財産を相続したいと思っており（欲求$_1$）、彼を殺すことがこの欲求を満たすための最も良い方法であると信じていた（信念$_1$）としよう。一方で、彼は、その叔父がアルバニアのスパイであると信じており、彼の国からアルバニアの干渉を跡形もなく消し去ることに異常な情熱をもっており（欲求$_2$）、叔父を殺すことがこの欲求を満たすための最も良い方法であると信じていた（信念$_2$）とする。[4]

彼は、欲求$_1$、信念$_1$を主たる理由として実際に叔父を殺害した。しかし、このときC_1のみでは、いずれが実際の主たる理由であるのかを区別できない。そして、C_2を付け加えるとき、この困難を克服することが可能となるのである。C_2によれば主たる理由とは実際に行為を惹き起こした原因でなければならない。したがって、主たる理由として、実際に行為を惹き起こした、欲求$_1$と信念$_1$を選び出すことができるのである。

第二に、行為の原因として主たる理由が選ばれているのはなぜだろうか。その見解は、R・チザムの意図的行為に関する洞察に基づいている。[5] 意図的な行為、つまり「～できる（can）」「自由に～できる（be free to do）」を、因果的条件法によって分析する試みがこれまでなされてきた。その因果的条件法の候補として最初に思いつくのは次のようなものだろう。「～できる」＝「もしある人が～しようと意図するならば、彼は～するだろう（A person would ～ if he intended to～）」。この分析が正しいならば、この条件法の前件「～しようとする（intend to do）」を意図的な行為の原因とみなすことができる。しかしこの分析には困難が存在する。「もしある人が～しようと意図するならば、～するだろう」ということ自体は真であっても、そもそも「～しようと意図すること」ができない場合には、「（自由に）～できる」ということは偽になる。この場合、先の条件法が「（自由）に～できる」

ということの正しい分析であるとしたら、矛盾が生じてしまうのである。したがって、その条件法は「(自由)に~できる」こと、つまり意図的な行為の正しい分析ではありえない。このことは「~しようと意図する」の代わりに「~することを選択する」「~しようとする(will)」「~しようと試みる(try)」を用いたとしても同様にあてはまる。

以上の考察から次のような結論を導くことができる。意図的な行為(「(自由に)~できる」)の分析を企図する因果的条件法の前件(if節)には、主要な動詞として、行為の動詞、つまりそれについて「あるひとは~をすることができるのか」と有意味に問うことができる動詞は含まれてはならないということである。さもなくば、その分析は先に指摘されたのと同様の困難に見舞われることになってしまうからである。

以上のことを前提とすれば、次のように主張することができる。もしなにかが意図的な行為の原因であるならば、それは行為から明瞭に区別されるのでなければならない。一方で、先述の議論によれば、行為から明瞭に区別されたことは、それについて「~することができるか」と問うことが有意味であるようなもうひとつの行為であってはならない。そして、明らかに、賛成的態度(欲求、信念)はその二つの条件を満足している。以上が、デイヴィドソンが、主たる理由を行為の原因に選ぶ理由である。

最後にC_1が意図的な行為成立の必要条件に限定されているのはなぜだろうか。ちなみに因果説において意図的行為の十分条件は次のように定式化できる。

C_S Aが記述dのもとでXを合理化し、かつ(実際に)Xの原因である主たる理由をもっているならば、Aは記述dのもとで意図的行為Xを行う。

この十分条件の前件が満足されていながら、後件が成立しない場合がある。それは逸脱的ないし非標準的因果連鎖(wayward causal chain)と呼ばれている。C_1が意図的な行為成立の必要条件に限定されるのは、この逸脱的な因果連鎖が存在するからなのである。その一例を示そう。

ある登山家が、ロープでもうひとりの人を支える重さと危険から逃れたいと思い、ロープを握る手を緩めれば重さと危険から逃れることができることを知っていたとしよう。このような信念と欲求が彼をひどく狼狽させ(unnerve)、彼に手を緩めさせてしまうということはありうるだろう。だがこの場合、彼は、決して手を緩めようと決めたわけではないし、また、意図的にそうしたわけでもないのである。(6)

この逸脱的な連鎖の事例を取り除くために、C_Sに、信念と欲求が結合して行為者にXをしたいと思わせ（combine to cause him to want to do x）なければならないという条件を付加しても役に立たない。その場合には、信念と欲求がいかにして第二の欲求を惹き起こすのか、また「Xをしたい」ということがいかにして「Xをする」ということを惹き起こすのか、という二つの問が依然として残るからである。(7) そして現在に至るまで、逸脱的な因果連鎖を取り除くようなC_Sの洗練はなされていない。

以上で、デイヴィドソンによる行為の因果説の特徴およびその論拠を示すことができたと思う。では本節の締めくくりに、行為の反因果説の定式化を与えておきたい。それは、次のような二つの条件C_1、C_3から構成することができると思われる（C_1は、行為の因果説と共有されている）。

C_1　Aが記述dのもとで意図的行為Xを行うならば、Aは記述dのもとでXを合理化（説明）する主たる理由をもっている。

C_3　行為の主たる理由は、行為者が行為の合理化（説明）を求められたならば、彼が誠実に与えることができるものにかぎる。

C_3を付け加えれば、「原因」という概念に訴えることなく、見かけ上の「主たる理由」を取り除くことができる。例えば、先の叔父殺害のケースでは、彼が誠実に行為を合理化する場合、欲求$_2$（あるいは信念$_2$）ではなく、欲求$_1$（あるいは信念$_1$）を与えるであろう。

二　因果説と反因果説の対立点 (一)

第一の対立点を示すためには、理由と意図的な行為が示す文法的な特徴を確認しておく必要がある。私は、スイッチをひねり、電灯をつけ、部屋を明るくして、空き巣狙いに警告を与える。このとき、なぜ、「スイッチをひねったのか」と問われるならば「電灯をつけるため」と答えるだろう。ここでは、「スイッチをひねる」という行為が「電灯をつけるため」という理由によって合理化（説明）されている。またそれによって、「スイッチをひねること」が意図的な行為であることも明らかになる。同様の関係が、「電灯をつけること」と「部屋を明るくするため」、「部屋を明るくすること」と「空き巣狙いに警告を与えるため」という記述の間にも成立する。このように記述された意図的な行為と理由との関係は、目的と手段の関係を表現していると言える。「電灯をつける」という未来に実現されるべき目的の手段となっているのが「ス

イッチをひねる」という現在の行為なのである。したがって「～するために～する」と記述される〈理由－行為〉関係は、目的論的関係、また、時間的には未来視向型（forward-looking）[8]の関係と称することができるだろう。

今の例から、もうひとつの〈理由－行為〉関係を読み取ることができる。スイッチをひねるという行為は、その理由を与えられることによって「電灯をつけること」として、さらに「部屋を明るくすること」等々として再記述することが可能となる。ここでは、同一の行為が、異なった記述の下におかれているのである。このような〈理由－行為〉関係は、（同一行為の）再記述の関係、また時間的には同時的な関係と称することができるだろう。

最後にあげられるのが、「電灯をつけたかったがゆえに、スイッチをひねった」「部屋を明るくしたかったがゆえに、電灯をつけた」というように「ゆえに（because）」という接続詞を用いて記述される関係である。この関係について、因果説論者は次のように述べる。この文は、行為者がその理由をもつがゆえに当の行為をなした、ということを意味している。したがって、この「ゆえに」は二つの文をたんに並列しているのではなく、それらにある関係が存在することを示している。その関係として因果関係以外に適切な関係はありえない。よって、行為の主たる理由はその原因である。つまり因果説論者は、「ゆえに」を用いて記述された命題はすべて、次のように書き換えることができると考えているのである。例えば「電灯をつけたいということによって、スイッチをひねるということが惹き起こされた」というように。

この議論に対して、反因果説論者からは、二つのレヴェルの反論が可能である。第一の反論は、この「ゆえに」を説明するものとして、因果関係以外に説得力のあるなんらかの関係を提示することである。第二の反論は、この「ゆえに」が因果関係であると仮定した場合の理論的な欠陥を指摘することである。第一の反論―これは「正面からの反論」と呼ぶことができる―については、反因果説論者から説得力のある議論は提示されていないというのが実情である。ただし、「ゆえに」を説明するのは因果関係以外ありえないという因果説論者の強硬な主張に対しては、次のような応答が一般的になされている。たしかに理由と行為の関係はたんなる並列の接続詞ではない「ゆえに」を用いて記述できる。しかしそのことが示しているのは、行為の理由はその行為を説明している、ということのみである。そしてその説明の種類が因果的なものであるか、あるいはそれ以外のもの、例えば目的論的なものであるかどうかは依然として未解決のままなのである[9]。

この「ゆえに」が目的論的な関係であるとして、その論拠となるかもしれない点をひとつ指摘しておきたいと思う。先

に述べたとおり、理由と行為の間に成立する「ゆえに」の関係は、全て「ために」を用いて書き換えることが可能である（例えば、「電灯をつけたかったがゆえに、スイッチをひねった」を「電灯をつけるために、スイッチをひねった」へ、というように）。しかし、通常の因果関係については、そのような書き換えは不可能である。例えば「その物体は水の中に置かれたがゆえに、水に溶けた」を「その物体は水の中に置かれるために、水に溶けた」へと置換することは決してできない。この文法的な事実は、この「ゆえに」が目的論的関係のたんなる言い換えにすぎないということを示しているのではないだろうか。しかし、それに対して因果説論者は次のように反論するかもしれない。「ゆえに」の意味が目的論的関係によって説明されるとして、そもそもその目的論的関係とは一体いかなる関係なのか。その点について十分な説明が与えられない限りこの反論は有効ではない、と。

いずれにせよ、説得力のある「正面からの反論」を提示できない限り、反因果説論者は、第二のレヴェルの反論に向かわざるを得ない。次節では、そうした因果説批判のひとつを検討する。しかし、それを取り上げるのはそれが反論として有力だからではない。そうではなく、むしろそれに対する再反論を通じて因果説の主張内容を明確に把握できるからなのである。

三　行為の因果説の定式化

その批判は次のようなものである。

主たる理由は賛成的態度（欲求）と信念から構成されているが、それらは状態ないし傾向性であって出来事ではない。したがって、それらは原因とはなりえない。

この批判は次のように整理できる。（前提①）原因は出来事でなければならない。（前提②）行為の主たる理由である賛成的態度（欲求）および信念は状態あるいは傾向性であって、出来事ではない。（結論）よって主たる理由は原因とはなりえない。

この批判に対してデイヴィドソンは次のように反論する。状態や傾向性はしばしば出来事の原因として実際に名指されている。例えば「その橋は構造的な欠陥のゆえに倒壊した」「その飛行機は気温が異常に高かったがゆえに離陸時に墜落した」「その皿はひびが入っていたがゆえに割れた」等々。しかし、たんにそうした事実に基づいて、状態や傾向性は原因でありうると結論づけるのは早計であることをデイヴィドソンは認めている。状態や傾向性を引き合いに出して、「ある

出来事の因果的条件に言及することがその原因を与えたことになるのは、それに先行するある出来事も存在したという前提の下においてのみなのである」[10]。ここでの、デイヴィドソンの反論は次のように整理できる。行為の主たる理由は、たしかに傾向性あるいは状態である（前提②の容認）。しかし、傾向性あるいは状態を原因とする因果的な説明は不可能ではない。ただし、傾向性あるいは状態に訴えた説明が因果的な説明として成立するためには、それに先行する出来事が存在していなければならない。

では、主たる理由に先行する出来事としていかなる出来事が想定されているのだろうか。それは二つの種類の出来事に分類することができる。第一の種類は、傾向性や状態つまり欲求や信念の突然の出現である。「状態や傾向性はそれ自体としては出来事ではないが、しかし、状態や傾向性の突然の出現（onslaught）は出来事である。あなたが私を怒らせたその瞬間、あなたの感情を害しようという欲求がわきあがるかもしれない。またわれわれが何かに気づいたり、それを認めたり、知ったり、思い出したりする瞬間に信念が生ずるかもしれない」[11]。第二の種類は、なんらかの知覚である。例えばある人が、交差点に近づき、合図をするために腕を上げたとする。因果説論者であれば、そのことを「合図をしたかったということが腕を上げるということを惹き起こした」と記述するだろう。この場合の主たる理由「合図をしたいこと」に先行する出来事は、「交差点に近づいていることの認知」という出来事である。ここにおける知覚は、視覚・聴覚などの外的な知覚に限られない。心像を伴なったり伴なわなかったりする想起などの内的な知覚もそれに含まれると考えてよいだろう。

ここまでの議論に基づいて因果説の主張を定式化しておく。

テーゼC　ある人がもっている主たる理由（欲求・信念）が、それが合理化する行為を惹き起こした。

テーゼC成立の条件　少なくとも、次の二つの条件のいずれかが満足されていること。①主たる理由の突然の出現が出来事として経験されていること。②主たる理由に密接に関連した出来事が存在すること。

条件②の「密接に関連した」という表現には曖昧なところがある。その曖昧さを解消するためには、次の規準を付け加える必要があるだろう。

規準C_2　「主たる理由に密接に関連した出来事」とは、次の種類の問いに対して行為者当人が与えることができ

るものに限る。「あなたは何を見たり聞いたり、感じたりして、あるいはどのような考えや心像が生じてそれをすることになったのか」[12]。

意図的な行為の中で、テーゼCの条件①を満足するケースはまれであろう。一方、デイヴィドソンが述べるとおり「多くの場合、主たる理由に密接に関連した出来事を見出すのは少しも難しいことではない」。S・シュローダーは、「礼儀正しくありたい」という傾向的な欲求から隣人に挨拶するような場合は行為の因果説になじまない、と主張している[13]。しかしこのようなケースでさえ、例えば、その隣人が近づいてくるのに気づくという出来事が条件②を満足するため、因果説が妥当することになるのである。

では、このような内容をもつデイヴィドソンの再反論は妥当なのだろうか。次節では、アンスコムによる因果説批判を手がかりに、再々反論を試みたいと思う。

四　行為の因果説と反因果説の対立点 (二)

アンスコムは反因果説論者だが、因果説を完全に否定しているわけではない。彼女は特定の要件を満たす主たる理由（あるいは意図）についてはそれが原因でありうることを認めている[14]。そうしたアンスコムの立場は、次のような叙述に明瞭に表明されている。

> ある人間の明確で同定可能なある状態（a distinct and identifiable state of a human being）、すなわち彼がある特定の意図をもっていることは、さまざまなこと―その中にはその意図がそれをなすための意図であったことを行うことさえ含まれるのだが―の生起を惹き起こすかもしれない、と言うこと。一方で、ある行為が（行為の以前に存在した）特定の意図の充足において為されるということは、ただそのことのゆえにその先行する意図によって惹き起こされるということである、と言うこと。それらは全く別の事柄である[15]。

ここでの前者がアンスコムの立場である。つまり彼女は、特定の意図（信念・欲求）が意図的な行為を惹き起こす可能性を容認しているのである。前節の因果説の定式化に基づけば、彼女の立場は次のように表現できる。テーゼCが成立する可能性は認めるが、それはテーゼCの条件①が満足される場合に限る。つまり彼女は、テーゼCの条件②のみが満足されるようなケースについては、因果説は妥当しないとみなしているのである（先に指摘したとおり、大多数の意図的行為

はこのケースに属する)。

彼女自身が挙げる例を通じてその点を確認しておこう。ある人が電話をかけてなかなか通じないので、電話のダイヤル盤に余計な力を加える。なぜそうしたのかと尋ねられたならば、「電話を通じるようにするために」と彼は答える。つまりダイヤル盤に余計な力を加えたことは、電話を通じるようにするという目的のための手段だったのである。しかし、それは特別な力を加えるという出来事の後で形成された事実にすぎない。内省と観察によって知られるのは、電話が通じないように思われ、それから余計な力を加えたということだけである。そしてそのときには、電話を通じさせようという思考もそのような欲求の感覚(any feeling of desire)も生じていなかったのである。アンスコムは、このように、主たる理由が明確でも同定可能でもない場合、つまりテーゼCの条件①が満足されない場合、それは意図的な行為の原因にはなりえないと考えているのである。

ちなみに、信念・欲求が明確で同定可能なのは(テーゼCの条件①が満足されるのは)、具体的にどのような場合だろうか。アンスコムによれば、意図・信念などが明確で同定可能なのは、意図したことが特定のときに心の前にある場合である。[10] 意図したことが特定のときに心の前にある場合としては、1,意図(欲求・信念)を外的あるいは内的に実際に言明した場合、2,意図されたことあるいはそれに関連したなんらかの像が思い浮かぶこと、3,ある欲求、信念の出現を同定するのに十分ななんらかの感覚を感じたこと、をあげることができるだろう(これを以降、規準C_1と称する)。

以上で見たようにアンスコムは因果説の妥当範囲を大幅に限定するのだが、この立場を支持することははたして可能なのだろうか。われわれは以下で、その立場を支持する論拠を示したいと思う。

デイヴィドソンが述べるとおり、状態や傾向性はしばしば出来事の原因として名指されている(「その橋は構造的な欠陥のゆえに倒壊した」等々)。しかし、そのような場合に原因として名指される状態や傾向性には、二つの特徴が認められる。第一に、それらの状態等は「明確で同定可能な」状態あるいは傾向性である、という点。第二に、それらの状態等は、それが妥当する対象の外にあるなにごとかに言及することなしに、その対象に妥当している、ということである。「橋の構造的欠陥」「飛行機内の気温の異常な高さ」「皿のひび割れ」等はいずれも、このふたつの特徴を共有している。そして、信念や欲求の場合、その二つの特徴をもっているのは、テーゼCの条件①(規準C_1)が満足される場合のみなのである。

例えば、私がテレビのCMを見ていて、のどの渇きの感覚

を感じながら、心の中で「ビールが飲みたいなあ」と言う。そして、ビールを買いに出て、それを買い、飲む。この場合の欲求（の出現）はある特定の時に明確に同定可能であり、そして、それは私の中で生じた出来事である。しかし、条件①が満足されない場合はどうだろう。私は電話が通じないと思い、ダイヤル盤に余計な力を加える。なぜと問われるならば「電話を通じるようにするため」と答えることができる。しかし、その時、生起したこととして思い出すことができるのは、電話が通じないように思われたことと余計な力を加えたことだけなのである。この場合には、明確に同定可能で、しかも私の中で生じた出来事や状態など何も存在しないのである。

それでも因果説論者はこう反論するかもしれない。「ともかくその理由を問われて答えることができるのだから、君の心の中にそのことを可能にする明確で同定可能な状態があったに違いない」。それでは、次のような例を考えてみよう。ある人が私に、「なぜ、あの時あそこにいたのか」と尋ねる。私は、そのときそこにいたことは覚えているのだが、なんの用事であったのかは失念してしまった。そして、それを思い出そうとする。そのときにするのは、例えばスケジュール帳を見ることであったり、その前後の自分の行動や自分の周囲で起こった出来事の想起であったりするだろう。つまり自分がそのとき、置かれていた状況を思い出そうとするのである。そして、ほとんどの場合、そのときの自分の内的過程―内語であれ、心像であれ、感覚であれ―を思い出そうとはしないのである。

したがって、先の反論には、こう答えることができる。行為の理由を答えることを可能にする明確で同定可能な状態とは、たいていの場合、行為者が身を置いていた状況である。それは、行為者の心の中にある状態ではなく、明らかに行為者（＝主たる理由が妥当する対象）の外にあることなのだ、と。

しかし、さらに次のような反論がなされるかもしれない。「行為者が自身になんらかの主たる理由を帰属するその根拠が外的な状況であろうが、内的な過程であろうが、その主たる理由が帰属されたときの行為者の状態が問題なのである。その状態こそが意図的な行為を惹き起こした原因なのである」と。

内的な過程を根拠にして主たる理由が行為者に帰属される場合、その状態が、それが合理化する意図的な行為を惹き起こした、と主張することには意味があるかもしれない。しかし、外的な状況を根拠に主たる理由が行為者に帰属される場合はそうではない。次のような例を考えてみよう。ある人が、異なる場所と異なる時に、車を運転していて、交差点に近づき、合図をするために手を上げる。それぞれの場合、当人に

意識されていた内的な過程は全く異なっているということは十分想定可能だろう。ある場合は、特にどんな思考も映像も生起していなかったかもしれない。別の場合には、反対車線の車が途切れないことに苛立たしさを感じていたかもしれない。さらに別の場合には、すぐに右折できそうなのでちょっとした安堵を感じていたかもしれない。これらのケースで同じクラスに属しているのは、交差点に近づいて手をあげた、という行為者を取り巻く外的な状況のみである。このとき、いずれのケースにおいても行為者は、「合図をしたかったがゆえに手をあげた」と言うことができるだろうが、「そのときの内的過程が手を上げるということを惹き起こした」とは言わないだろう。したがって先のような反論はやはり無効だと言わなければならない。

以上が、アンスコムの立場を支持する論拠である。そしてその議論が妥当であるとするならば、因果説が適用される意図的な行為の範囲は極端に限定されることになるだろう。

五　行為の因果説と反因果説の対立点 (三)

この節では、なんらかの仕方で前節の批判を克服できたとしても、因果説が意図的な行為全般に妥当することを論証することは不可能である、ということを示したい。その困難は、われわれの意図的行為の中には、テーゼCの条件①あるいは②を満足することのない行為がたしかに存在する、という点にある。次のような例を考えてみよう。[17]

ある人が、コーヒーを作り、それを机の脇に置き（A_1）、部屋の周囲から本とコピーされた論文とノートと紙を集め（A_2）、机のうえに灰皿とタバコを置き（A_3）、BGMのためのCDを選び、ステレオの電源を入れ、CDをかけ（A_4）、ワープロの電源を入れ（A_5）、机に向かう。この一連の行為は「論文を書く準備をする」行為と記述されるだろう。これらの行為の間、「論文を書く準備をする」という意図は一定である。彼は、この順序で準備をしなければならないというなんらかの欲求・信念をもっているかもしれないし、この順序で準備することが完全に習慣化されているかもしれない。しかし、たいていの場合はそうではないだろう。ここでは、準備の順番について意図も習慣も成立していないし、欲求・信念の出現を経験してもいないと仮定する。

さて、もちろんこれらの各行為は意図的な行為である。それぞれについてなぜと問われるならば、一様に「論文を書く準備をするため」という答えが帰ってくるだろう。この主たる理由には、それに先行する出来事があるかもしれない（例えば、時計を見て「そろそろ始めよう」と独り言を言ったこと）。しかし、そのような順番で準備をするにあたっては、

それぞれ異なった信念が主たる理由となっていなければならない。それは「論文を書く準備をするという目的のために、A_1（A_2, A_3, A_4, A_5）をするのが適切である」という信念である。その信念の変化が、A_1, A_2…という各々の意図的行為の生起を可能にするのである。さて、信念も傾向性あるいは状態なのだから、それに先行する密接に関連した出来事が存在しなければならない。そして、A_1, A_2…という信念の内容の相違に応じて別々の出来事の存在が要求される。ではその出来事とは何であろうか。

コーヒーを作ってそれを机に置いたという出来事（A_1）が、それに引き続く行為（A_2）についての信念に先行する出来事なのだろうか。しかしなぜ、A_1によってA_3やA_4に関する信念が惹起されなかったのだろうか。このような場合、A_1という出来事を、A_2に関する信念に「密接に関連した」出来事と呼ぶことはできないだろう（この場合と、交差点に近づいた運転手の場合を比較してみよ。合図しようという欲求に密接に関連した出来事としては、交差点に近づいていることの認知という出来事で十分である）。したがって、A_1以外に、A_2に関する信念の生起を説明する別の出来事が存在しなければならない。行為者はこのような場合でも、信念に「密接に関連した」出来事を指摘できるかもしれない（例えば、行為の流れの中でたまたま灰皿が目に付いたこと等）。しかしこのようなケースでは「特に何も思い当たらない」という答えが与えられることのほうが普通だろう。

あるいは、ある人がなんとなく窓際に出て、外の風景を眺める。彼が、そうしたのは、雨音らしきものに気づいて外の天候を確認しようと思ったからでも、戸外の騒音が気になったからでもなく、また「外の風景を眺めよう」と決心したわけでもない。彼に「なぜ」と問うならば「外の風景を眺めるため」と答えるだろう。だが、彼に「あなたは何を見たり聞いたり、感じたりして、あるいはどのような考えや心像が生じて窓際に出たのか」と尋ねても、「別に特に」という答えが帰ってくるばかりである。ただなんとなく窓の外を眺めただけなのである。

デイヴィドソン自身はこうしたケースの存在を認めて、それに対して次のように答えている。

> 意図的行為でありながらも、自分が現に行為したときなぜそうしたのかを全く説明できないような場合もあるように思われる。このような場合には主たる理由による説明は、構造的な欠陥による橋の倒壊の説明に類似している。すなわちわれわれは、その倒壊にまで導いた（それを惹き起こした）原因もしくは因果の連鎖を知らないが、しかし、そのような原因もしくは因果の連鎖があったと

いうことには確信を抱いているのである。[18]

この叙述によれば、主たる理由に密接に関連した先行する出来事を見出しえない場合についてデイヴィドソンはこう考えている。主たる理由による行為の説明は、因果的説明である以上、たとえわれわれに知られていないとしても、それに先行する出来事が存在しなければならない、と。

しかし、この議論は明らかに論点先取に陥っている。というのも、そこでは論証されるべき結論、主たる理由による説明が因果的説明であることが前提されてしまっているからである。先行する出来事を見出しえない場合、デイヴィドソンの主張とは反対に、主たる理由（傾向性あるいは状態）による説明は因果的説明ではありえないことが認められるべきだろう。その結論を避けるためには、論点を先取りせずに、そうした場合でも先行する出来事が存在することを論証しなければならないだろう。しかし、そのような論証を与えることは不可能だと思われる。というのもそれには、因果説の主張（「主たる理由は原因である」）を論証する必要があるが、それを論証するには逆にこのような場合でも先行する出来事が存在することを論証しなければならないからである。

一般的な論証は不可能だとしても、このケースに属する個別的事例について、先行する出来事を経験的に確定するなんらかの方法が存在するかもしれない。そのような方法は次の条件を満たす必要がある。1，行為者自身が主たる理由に密接に関連した出来事を指摘できない場合に、2，その主たる理由に先行する出来事の中から、主たる理由とそれに密接に関連した出来事（例えば「交差点に近づくことの認知」と「合図をしようという欲求」）との間に成立しているのと同じ種類の関係が成立している出来事を確定できること、である。

例えば、そうした種類の行為をある行為者がなす場合、あるタイプの出来事が先行することがその人の振舞いの観察を通じて判明したとしよう。しかし、この場合、その出来事が主たる理由に密接に関連しているかどうかを知ることはできない。というのも、それを知るには行為者自身に確認する以外方法がなく、そしてそれについて行為者当人から回答は得られないからである。残されるのは、神経生理学的な知見に訴える道である。心理学的な状態と神経生理学的な状態との間にある種の架橋法則が発見されたとしよう。そのとき、主たる理由と密接に関連した出来事（「交差点に近づくことの認知」と「合図をしようという欲求」）との間に特徴的なんらかの神経生理学的な過程の存在が確認されるかもしれない。それに基づけば、ここで問題になっている種類の主たる理由に対して「密接に関連した」出来事を確定できるであろう。しかし、この道はデイヴィドソンの理論の枠組において

は予め閉ざされている。というのも、そもそもデイヴィドソンは、ここで要請される種類の架橋法則の存在を否定しているからである。またこのような道に訴える因果説論者は、少なくともそのような法則の存在を論証しなければならないだろう。[19]

小結

因果説と反因果説の第一の争点は、理由と意図的な行為の記述の関係、「～したいがゆえに（because）～した」の、「ゆえに」の意味の説明に関わっていた。この争点に関しては、これまでのところ反因果説側からは説得的な議論は提出されていない。「ゆえに」を説明する因果関係以外の代替案を提示しない限り、反因果説論者はその立場の消極的な擁護、つまり因果説の批判に向かわざるを得ないだろう。

第二の争点は、因果説が妥当する範囲に関する争いであった。具体的には、それは、テーゼC（ある人がもっている主たる理由が、それが合理化する行為を惹き起こした）成立の条件としては、①（「主たる理由の突然の出現が出来事として経験されていること」）②（「主たる理由に密接に関連した出来事が存在すること」）のいずれかが満足されればよいのか、①が満足されなければならないのか、という争点であった。本論においては、後者の立場（因果説の妥当範囲を限定する立場）を支持する論拠を示した。だが、それは決定的な議論ではないかもしれない。その場合、因果説が妥当する範囲は流動的である、と言える。

そして最後に、意図的な行為には主たる理由に「密接に関連した」出来事を見出すことができないケースが存在するという事実が、因果説に対して限界を確定することを確認した。その限界を超えて、因果説が意図的な行為に全面的に妥当する可能性は依然として残されている。しかし、因果説には、その全面的な妥当性を論点先取りに陥らずに一般的に論証する可能性も、また科学の発展がそれに経験的な確証を与える可能性も残されていないのである。

「理由」は全て「原因」によって説明されるかもしれない。あるいは、「理由」と「原因」は完全に異質な概念であるかもしれない。しかし、実はそのどちらでもなく、「理由」と「原因」は、特定の条件下において（少なくともテーゼCの条件①が満たされる場合は）「家族的類似性」を示す概念であるという主張を、本論の（あくまで暫定的な）結論としたい。

注

（1） Cf. L.Wittgenstein, *The Blue and Brown Books*, Blackwell, 1969, p.15. しかし、ウィトゲンシュタインは、その後、若干見解を修正している。Cf. L.Wittgenstein, 'Cause and Effect', in J.C.Klagge

and A.Nordmann (eds), *Philosophical Occasions 1889- 1951*, Hackett publishing company, 1993.

(2) Cf., R.Hursthouse, 'Intention', in R.Teichmann (eds), *Logic, Cause & Action : Essays in honour of Elisabeth Anscombe*, Cambridge Univeraity Press, 2000, p.84.

(3) デイヴィドソンが述べるように、主たる理由の「両者ともに言及するのは一般には余計なことである」。ここでは、欲求の方が明示的に言及され、信念は言及されないという例を挙げたが、もちろんその逆でもその行為を合理化できることは言うまでもない。D・デイヴィドソン『行為と出来事』服部裕幸他訳、勁草書房、一九九〇年、七頁参照。

(4) 以上で挙げられたふたつの例は、S・エヴニン『デイヴィドソン』宮島昭二訳、勁草書房、一九九六年、一〇一頁からのものである。

(5) Cf., D.Davidson, *Essays on Actions and Events*, Clarendonpress, 1980, pp.68-73.

(6) *ibid.*, p.79.

(7) デイヴィドソン自身は、逸脱的因果連鎖の事例を取り除くような仕方で意図的行為に関する十分条件を与える可能性を断念している。Cf., Davidson, *op. cit.*, p.79. デイヴィドソン、前掲訳書、三〇四頁参照。

(8) この用語は、G・E・M・アンスコム『インテンション』菅豊彦訳、産業図書、一九八四年、四〇頁に依拠している。

(9) Cf., Hursthouse, p.96, S.Schroder, 'Are Reasons Causes?', in S.Schroder (eds), *Wittgenstein and Contemporary Philosophy of Mind*, Palgrave, 2001, p.152.

(10) デイヴィドソン、前掲訳書、一五頁。

(11) デイヴィドソン、前掲訳書、一六頁。

(12) アンスコム、前掲訳書、三三頁参照。

(13) Cf., S.Schroder, *op. cit.*, pp.157-161.

(14) R・ハーストハウスも同様の立場を表明している。Cf., Hursthouse, *op. cit.*, p.85.

(15) G.E.M.Anscombe, 'The Causation of Action' in C.Ginet and S.Shoemaker (eds), *Knowledge and Mind*, Cambridge University Press, 1980, p.184.

(16) G.E.M.Anscombe, 'Events in Mind' in *The Collected Philosophical Papers of G.E.M.Anscombe, vol.II, Metaphsics and the Philosophy of Mind*, Blackwell, 1981, p.63.

(17) この例は、ハーストハウスの論文から着想を得ている。
Cf., Hursthouse, *op. cit.*, pp.91-92.

(18) デイヴィドソン、前掲訳書、一七頁。

(19) Cf., Davidson, *op. cit.*, p.222. 例えば、架橋法則の存在しないことの論証の一例として、アンスコムによる次のような議論があげられる(cf., G.E.M.Anscombe, 'The Causation of Action', pp.182-183)。ある タイプの神経生理学的な状態の成立がある心理学的な状態の成立の十分条件であると仮定しよう。その心理学的状態を例えば「銀行Bは木曜日の9時に開店する」という信念だとしよう。この心理学的な状態の十分条件である神経生理学的状態は、そのような信念が自然に生ずる状況の外で、人工的に産出することが可能であろう。すると例えば、銀行も時計も存在していず、また曜日という観念がその生活において全くなんの役割も果たしておらず、そのような言葉を聞いたこともないある人について、その神経生理学的な状態を産出することができる。その場合、その人について「銀行Bは木曜日の9時に開店する」という信念を帰属しなければならなくなる。しかし自分がその意味を全く理解できない(つまりその環境においてそれをどのように使用してよいか分からない)命題を信じるということはそもそも不可能であろう。

(しばたけん　哲学哲学史・博士後期課程)